

離婚後の養育費支払確保法案

【母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正】

<立法の背景・趣旨>

離婚後、児童を監護しない親が養育費の支払を怠っているケースが多い。児童を監護する親がこれを取り立てるのは大きな負担である。

→ 児童を監護する親に対して養育費が確実に支払われるよう、行政が関与する必要がある。

- ① 国及び地方公共団体は、児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとする。
- ② 政府は、親の離婚後における児童が心身ともに健やかに育成されるよう、この法律の施行後1年以内に、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき当該児童の養育に必要な費用を支払わない場合にこれを徴収する制度その他の親の離婚後における児童についての扶養義務の履行の確保のための制度の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

現 行

国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

養育費の徴収制度など養育費の確実な支払を担保する制度がない。

改 正 法

国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとする。

政府は、施行後1年以内に、養育費の徴収制度などの導入について検討し、法制上の措置を講ずるものとする。

法制上の措置が講じられることにより、児童を監護する親に対して養育費が確実に支払われるようになる。